

別表（第8条関係）

区 分	利用（人数）内容等	金額等
年間利用（月額）	(1) 児童1人当り ただし、長期休みは1人当り 1期間3,000円を加算する。	2,000円
	(2) 同一世帯から2人以上利用する場合1人の児童以外の児童 ただし、長期休みは加算分を加算。	基本額の2分の1
	(3) 同一世帯の3人以降の児童 ただし、長期休みは加算分を加算。	基本額の10分の1
	(4) 月の途中での利用開始又は停止等場合	(1)～(3)の規定に準ずる。
平日の一時利用（1回）	(1) 児童1人の利用の場合	300円
	(2) 複数児童の利用の場合	年間利用(2)～(3)の規定に準ずる
土曜日及び振替休日のみの利用（1日又は1回）	(1) 児童1人の利用の場合	700円
	(2) 複数児童の利用の場合	年間利用(2)～(3)の規定に準ずる
長期休みのみの利用	(1) 1期間利用の場合 1人当り	5,000円
	(2) 1期間10日以内の利用の場合 1人1日当り	500円
	(3) 複数児童の利用の場合	年間利用(2)～(3)の規定に準ずる

注1 長期休みは、夏休み・春休みとし、冬休みは短いため、通常月の利用として取扱うものとする。